

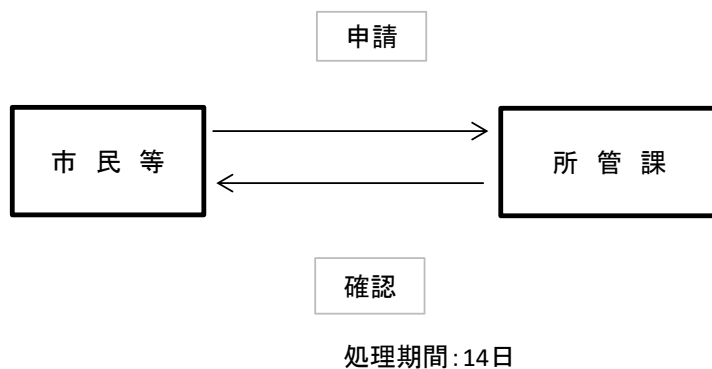
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	離島地域での租税特別措置の適用に係る確認	
処 分 の 概 要	離島地域での設備投資等が「産業振興に関する計画」に適合しているか確認する。	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)	
条 項	第6条の3第13項及び第28条の9第14項	
所 管 課	まちづくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標準処理期間	計	14日
審査基準	<p>「産業振興に関する計画」に適合すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>租税特別措置法施行令          第六条の三          13 法第十二条第三項 に規定する政令で定める場合は、その個人が同項 の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画(次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。)に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を作成し、又は策定した市町村の長の確認がある場合とする。          一 法第十二条第三項 の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定半島産業振興促進計画          二 法第十二条第三項 の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。第十六項及び第二十三項において同じ。)が定める基準を満たすもの          三 法第十二条第三項 の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定奄美産業振興促進計画          四 法第十二条第三項 の表の第四号の上欄に掲げる地区 当該地区内の特定振興山村市町村が作成する特定山村振興計画</p> <p>第二十八条の九          14 法第四十五条第二項 に規定する政令で定める場合は、その法人が同項 の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画(次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。)に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を作成し、又は策定した市町村の長の確認がある場合とする。          一 法第四十五条第二項 の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定半島産業振興促進計画          二 法第四十五条第二項 の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。第十七項及び第二十五項において同じ。)が定める基準を満たすもの          三 法第四十五条第二項 の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定奄美産業振興促進計画          四 法第四十五条第二項 の表の第四号の上欄に掲げる地区 当該地区内の特定振興山村市町村が作成する特定山村振興計画</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。